

○農林水産省告示第六百九十九号

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（令和三年農林水産省令第三十三号）の施行に伴い、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、同令の施行の日から施行する。

令和三年四月二十七日

農林水産大臣 野上浩太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整理に関する告示

第一 平成十一年四月十五日農林水産省告示第五百八十一号（コロンビア共和国から発送されるイエローピタヤの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）は、廃止する。

第二 平成十六年九月二十九日農林水産省告示第七百七十四号（ブラジル連邦共和国から発送されるトミニアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>三 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 消毒された生果実は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。</p> <p>(二) (一)のこん包は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる場所で行われて</p> <p>(三) (略)</p>	<p>三 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエ、ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。</p> <p>(二) (一)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。</p> <p>(三) (略)</p>

第三 平成二十一年十月二十日農林水産省告示第千四百七十一号（コロンビアから発送されるトミニアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。
 する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>三 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 消毒された生果実は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。</p> <p>(二) (一)のこん包は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。</p> <p>(三) (略)</p>	<p>三 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア チチュウカイミバエ、ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。</p> <p>(二) (一)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。</p> <p>(三) (略)</p>
<p>改 正 後</p> <p>三 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 消毒された生果実は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。</p> <p>(二) (一)のこん包は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。</p> <p>(三) (略)</p>	<p>改 正 前</p> <p>三 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア チチュウカイミバエ、ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。</p> <p>(二) (一)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。</p> <p>(三) (略)</p>

第四 平成二十二年一月二十九日農林水産省告示第百四十三号（ペルーから発送されるケント種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。